

犯罪被害者やその家族の気持ちについて考えよう

皆さんは、「犯罪被害者」と聞いて何を思い浮かべますか。犯罪被害者等基本法における「犯罪被害者等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により、害を被った者及びその家族または遺族を指すとされています。毎日のようにニュースで様々な事件が報道されている現在において、いつ自分自身が犯罪被害者になるのかは誰にもわかりません。

このワークでは犯罪被害者やその家族の方がどのようなことに苦しみ、悩んでいるのかを考えていきます。そこからどのようなことが私たちにできるのかを考えましょう。

ワーク 1

(1) 犯罪の被害者やその遺族・家族には、事件による直接的な心身の被害以外にも様々な被害が降りかかることが少なくありません。

右の図で確認しましょう。

(政府広報オンライン「決して他人ごとではありません。犯罪被害者を支えるには?」より引用)

被害者が抱える様々な問題

精神的ショックや身体の不調

医療費の負担や失職、転職などによる経済的困窮

捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担

周囲の人々によるうわさ話やマスコミの取材・報道による精神的被害

(2) (1)を参考にして、最近のニュースなどから犯罪の事例を取り上げ、その犯罪の被害者等はどのようなことに苦しんでいるのかを個人で考えてみましょう。

【事例】(事件を簡潔に記入)

【苦しんでいると考えられること】

(3) 班をつくり、(2)で考えたことを共有しましょう。その際に、他の人が、どのような犯罪事例を取り上げたかを知り、犯罪被害者等が苦しんでいることをどのような視点で考えたのかについて共通点をまとめ、クラス全体で内容を共有しましょう。

【メモ】

【共通点】

ワーク 2

犯罪被害者等に対する支援について考えてみましょう。

- (1) ワーク1で各々が取り上げた事例の中から、班で1つの事例を選びましょう。その事例をもとにどのような支援ができるのかについて班で考えてみましょう。箇条書きでもかまいません。

【考えられる支援】

- (2) 次のとおり、政府が、犯罪被害者等がどのようなことに悩んでいるのか、その問題に対する支援について示しています。※詳細は政府広報オンラインを参照してください。

- 1 精神的ショックや身体の不調に対する支援
- 2 医療費の負担や失職、転職などによる経済的困窮に対する支援
- 3 捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担に対する支援
- 4 周囲の人々によるうわさ話やマスコミの取材・報道による精神的被害に対する支援

- (3) 班で考えた支援、政府が示している支援を参考に支援における大切な考え方とは何か、どのような視点に立つことが大切なのかを意識しながらまとめてみましょう。その後、クラス全体で意見の共有をしましょう。

ワーク 3

実際の犯罪被害者等の声を紹介します。次の警察庁ホームページに掲載されている犯罪被害者ご遺族の講演会の内容を簡潔にまとめた文章を読み、皆さんはどのようなことを感じるでしょうか。読んだ後に班で自身の考えたことを共有してみましょう。

令和4年度「犯罪被害者週間」川崎大会における基調講演

「これからの被害者支援～私たちが望むこと～」渡邊 治重 氏

〈前略〉

私は大学生の長男を平成7年3月19日に交通事故で亡くしました。長男は20歳でした。27年前の事故なのですが、その当時はまだ被害者支援と言われるような制度はありませんでした。でもそのとき生きていられない程辛かった私はたった一つの頼りだった警察に「とても辛いのですが、悩みを話せるところはありますか?」と問い合わせの電話をしました。警察官の方は「そんな相談を受けたことが無い」と取り合って貰えませんでした。そのとき、私は先進国日本、満ち足りた国と言われている国で何かがおかしいとそのとき強く思いました。でも27年前はこれが現実でした。

〈中略〉

私の場合になりますが、いくら年月が経とうと、あのときの衝撃と悲しみと苦しみは忘れることはできません。毎年訪れる命日には、心がふさぎ深い悲しみがぬぐいきれません。また、お誕生日やお彼岸などにはつらい日々が続きます。

〈中略〉

私は毎日遺影の写真を見続け、もう一度だけでいいから会いたいと泣き続けました。こどものもので埋まる長男の部屋に行き、まだこどもの匂いの残る布団や下着を抱きしめながら、私は泣き続けました。〈略〉食事の支度も全然できませんでした。そんな私を見て、主人は私を心配して、食事の用意をするために5時には会社を出ていたそうです。〈略〉私に代わって朝会社に行くまでに、次男に食事をさせて、私の朝食、お昼の用意をして会社に行っていました。必ずお昼ご飯を食べるように言われましたが、私はとても食べられませんでした。〈略〉こんなときにとっても嬉しかったことは、近所のお友達などからいただいたおかずでした。薄味で煮た大根や、ジャガイモが入ったおでん、小松菜やほうれん草など、菜っ葉類を茹でただけのもの。また、薄味の混ぜご飯など家庭の味のものを届けていただくのが、とても美味しくて、今でも忘れられないくらい助かりました。また、返さなくて良い容器で届けてくださった方にも感謝しました。スーパーなどで買うお惣菜はみんな濃い味で弱った体が受け付けませんでした。ケーキやお饅頭とかではなくて、家庭で作るお惣菜とかおかず、それがとてもありがたく助かりました。

〈中略〉

生きているのが信じられない毎日ですが、さらに、周りからは早く元気になるように励まされ続けました。「もう一人こどもがいるじゃない、この子のためにも頑張るって。」「もっともつらい目に遭った人がたくさんいるのよ。」「加害者だってきっと後悔してつらい思いをしているわよ。」「罪を憎んで人を憎まず。」私は思わず「母親思いの優しい子だったの、私はもう一度会いたい。」と心に思ったことを言うと、「死んでしまうとみんないい子になっちゃうのよ。」などと言われて、もうたくさんでした。

遺族にとってこれらの言葉は、言って欲しくない一番つらい言葉でした。悲しみをわかってくれないと思いました。そんなときでも外に出たときや、通りすがりにお会いして目が合ったとき、何も言わなくても、ただ目を伏せて頭を下げてくださる方にはとても救われました。このことは「私はあなたを無視していませんよ。」「私はあなたの悲しみがわかるけれど、どんなことを話していいのか言葉が見つからないのです。」というメッセージに私は受け取れました。また、「悲しいのは当たり前。」「無理をしないで。」と仰ってくださいる方にもとても感謝しました。

〈中略〉

被害者支援をする上で一番大切なことは、「被害者遺族の立場に立つ。」ということです。この人のために何かしてやろうとか、支援してやろうとかという、同情する姿勢ではなく「傾聴」と「相手の言うことをしっかり何度でも何度でも聞いてあげる。心から聞いてあげる。」「寄り添う心」つまり気持ちを汲み取って受け止めてあげる精神的な支援がとても大切です。そしてお互いの信頼関係を築くことができれば、99%支援は構築されていきます。ともかく、悲しみという私の気持ちがわかってもらえた。受け止めてもらえた。この気持ちにさせてあげてください。

〈以下略〉

※ 上記に掲載した文章は、講演の一部を抜粋しています。原文は、上記掲載内容を含め、犯罪被害者等の支援について大切なことを話しています。警察庁ホームページに全文が掲載されていますので、是非、読んでください。また、渡邊さん以外にも多くの犯罪被害に苦しんだ方の話も掲載されています。改めて様々な視点で日常生活、社会を見ることにより、違った世界が映るのではないのでしょうか。

渡邊さんの話を読んで、どのようなことを感じ、考えましたか。班で意見を共有してみましょう。

解説 犯罪被害者やその家族の気持ちについて考えよう

1 ねらい

毎日のようにニュースや新聞などで犯罪の発生が報道されており、それらを目にする機会は多い。その犯罪によって孤独に苦しみ、支援を求めている人がいることを理解し、どのような支援が必要なのか、支援における大切な視点とは何かについてワークを通して理解することをねらいとしている。ワーク1・2は、各々が日常生活で見聞きするニュースなどの実例を用いて、犯罪被害者等がどのようなことに苦しんでいるのかを考える。ワーク3では、犯罪被害者遺族の実際の声を紹介し、支援するためにはどのようなことが大切なのかを改めて確かめる設定とした。

2 進め方

展開例（50分 4～5人の班を作る）

学習活動	指導上の留意点
1 ワーク1（20分） ① 犯罪被害者等が抱える様々な問題について確認し、どのような犯罪が存在をするのかを聞く。 ② ニュースから犯罪の事例を取り上げ、犯罪被害者等の苦しみについて個人で考える。 ③ 班（4～5人）を作り意見をまとめる。 （1）②の内容を班で共有する。 （2）取り上げた事例から考えられる犯罪被害者等の苦しみをどのような視点で考えているのかについて共通点をまとめる。 （3）共通点のまとめをクラス全体で共有する。	・②の活動の参考として、犯罪の分類について簡潔に説明する。 ・ニュースに制限は設けず、タブレット等を用いて検索する時間を設定する。生徒がニュース等を取り上げるのが難しい場合は、教員が事例の提示を行うようにする。被害者に限らず、その家族等のことも考えさせるとワーク3につながる。 ・班をつくらせ、お互いが考えたことを共有させる。 ・どのような視点が大切になるのかを班で考えさせ、共通点をまとめさせる。 ・どのような事例を取り上げ、どのような視点で物事を考え整理したのかをクラス全体で共有させる。
2 ワーク2（15分） ① 犯罪被害者等に対して行える支援について考える。 ワーク1で取り上げた各々の事例の中から1つの事例を選び、どのような支援ができるのかについて考える。 ② 支援について政府が示しているものについて知る。 ③ 班で考えた支援と政府が示している支援を参考に支援における大切な考え方について考える。	・ワーク1で考えたことも使いながら、どのような支援が必要なのかを、様々な視点で考えるように促す。 ・①で考えた支援が、政府の支援のどの点に当てはまるのかなどを考えさせる。 ・どのような視点到立つことが支援において重要なのかを考えさせる。
3 ワーク3（15分） 警察庁が掲載している犯罪被害者遺族の講演の内容の一部を読み、感じたこと、考えたことを記入し、班内で意見を共有する。	・渡邊氏の話を読んだ上で感じたことを記入させ、班で意見を共有させながら、生徒に「支援」は一方的な励ましではなく、傾聴し寄り添う姿勢等が重要であることに気づけるように促す。

3 解説

「犯罪」は日常的に身近に存在するものの、どこか他人事のようにとらえることが多いように思う。そこで、このワークは、犯罪被害者等がどのようなことに悩み苦しんでいるのかについて考える機会としたい。この活動を通して、何気なく日常生活を送っているように見える人が、実は悩み苦しんでいるかもしれないと気づけるようになれば、犯罪被害者等をSNSなどで誹謗中傷するようなことは減るかもしれない。また、「支援」が、自己満足で終わることのないよう、犯罪被害者等の二次被害を防ぎ、犯罪被害者等の状況や心情を理解し、その人の気持ちに配慮し、寄り添って接することができるように願っている。

ワーク1について

知識として、犯罪の分類について知り、実際のニュースの事例をもとに犯罪被害者等がどのようなことに苦しんでいるのかについて考える。また、生徒から事例などが挙がらない場合には、ワーク3とのつながりを考え、交通事故に関する事例等を提示することも考えられる。

〔参考〕犯罪の分類について

○刑法犯 包括罪種(刑法犯のうち、被害法益、犯罪態様等の観点から類似性の強い罪種を包括した分類名称をいう。)

- ・凶悪犯(殺人、強盗、放火、不同意性交等)
- ・粗暴犯(凶器準備集合、暴行、傷害、脅迫、恐喝)
- ・窃盗犯(窃盗)
- ・知能犯(詐欺、横領、偽造、汚職、あっせん利得処罰法、背任)
- ・風俗犯(賭博、わいせつ、性的姿態撮影等処罰法)
- ・その他(上記以外の罪種)

○自動車運転死傷処罰法 犯罪類型及び概要

- ・第二条 危険運転致死傷(危険な類型の運転により負傷、死亡させる)
- ・第三条 (アルコール・病気の影響を受けた運転により負傷、死亡させる)
- ・第四条 過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱(事故で死傷させた後に飲酒運転の発覚を免れようとする)
- ・第五条 過失運転致死傷(不注意による事故で死傷させる)

ワーク2について

ワーク1の事例をもとに、どのような支援ができるのかを考える場面を設定している。

ワーク3について

犯罪被害者遺族の実際の声を紹介し、一方的な思いやりや励ましではなく、まず傾聴し、気持ちを受け止める姿勢やお互いの信頼関係を築くことが大切であると、改めて確かめる流れとした。

<引用文献等>

- ・政府広報オンライン「決して他人ごとではありません。犯罪被害者を支えるには？」
<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201611/3.html>
- ・警察庁ウェブサイト 令和4年度「犯罪被害者週間」結果報告 川崎大会：基調講演「これからの被害者支援～私たちが望むこと～」渡邊治重(犯罪被害者御遺族)
https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/koukei/week/r04_report/kawasaki_kouen.html

<参考資料>

- ・神奈川県警察ウェブサイト 犯罪統計資料
https://www.police.pref.kanagawa.jp/tokei/hanzai_tokei/list/
- ・e-gov法令検索 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成二十五年法律第八十六号)
<https://laws.e-gov.go.jp/law/425AC00000000086>